

# 第1回笠間市補助金等検討委員会議録（要旨）

開催日時：平成22年6月8日（火）

午後6時

開催場所：笠間市役所 2階 大会議室

出席委員：6名（全員出席）

事務局：5名

・・・・・・・・次 第・・・・・・・・

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介・・・事務局より
4. 委員長・職務代理者選出
5. 議事
  - (1) 現行の補助金及び見直しの経緯について
  - (2) 今後の委員会の進め方について

委員長：補助金の内容や経緯を事務局から説明いただきたい。

事務局：資料により説明

・補助金の状況の説明・・・補助金交付までフロー図の説明。前回 H19 年に支払った補助金は 162 件、H22 年には 153 件、その後の新規創設は 33 件でそのうち国県補助が関わるもの 16 件、市単独 17 件である。

・補助金検討委員会の役割・・・適正で効果的な交付、補助金の必要性、妥当性を審査し、市長に諮問する。

・前回（H19.10.6）の答申の説明・・・H18.10.8 から1年にわたって行った。全補助金を評価し、適正、整理・統合、廃止等とそれぞれ見直し基準の適用を行った。

委員長：事務局説明に対する質問はないか。

委員：国、県から制度上定められたものに対しても検討するのか。

事務局：市で上乘せ補助しているものもあるため、国・県の内容についても委員会で検討してほしい。

委員長：国・県補助金を笠間市として受ける、受けないも含めて、不公平感が無いようにしつつ考えていきたい。

委員：委員会のスケジュールについて、10月に答申を出すということは、具体的に何を検討するのかも含めて考えると市の単独事業に絞ってはどうか。

事務局：9月末では、月2回として10回、1回で10件（2h）となると1時間5件となるため見極めは委員会でお願したい。

委員長：一番は23年度予算に反映するとなると、どのように終わらせて計上に間に合わせるかを意識していかなければならない。

委員：補助金交付において、申請書、決定通知、実績報告書、確認書のあと交付となるが、場合によっては交付されないこともあるのか。

事務局：基本は事業完了後支払いである。しかし、資金が無い団体には事前に払う、概算払いとして払うこともある。全額を使わなかった場合には、精算後返還する。

委員長：団体に立替払いを行い、あとで支払ってもらっていることもあり、来年度の事業計画の中で実際補助金が無くても事業を行っているものもある。

委員：適正でないと言っても、そのまま存続しているものはどういった状況なのか。

事務局：答申通り廃止したものもある。団体によっては3地区合併によって統合して無くなるべき団体とされるものもあるが、現状として旧地区ごとで存続している場合もある。

委員長：答申に対して市による大きな働きかけが無かったようにみられるのが疑問であり、改めて委員会で検討すべき内容も議論になると思う。

事務局：減額等見直しがあったりしたものなど具体的な内容は、別紙シートで担当課に提出を求めており、作成後検討に入っていたきたい。

委員：答申どおりに進んでいない状態では、今回、答申を示しても同じではないか。

事務局：前回は、答申が出ても、団体に十分伝わっていなかった場合もあったと思われる。

委員：委員会の役割がわからなくなってしまうのか。

事務局：公開で実施することも含めて考えていきたい。前回は、答申どおりにやるという市の方針に対し担当課としてきちんと対応したことにより廃止、減額となったものもあったが、ならなかったものもあった。

委員長：市長諮問委員会として答申し、そのとおり実施しようと思っても最終的には議会に諮って決まる。国の事業仕分けと同様に答申通りに反映されない場合も覚悟しないとイケない。

委員：H19からの変遷で、金額が増えているのはどういったことか。

事務局：H21の増えたものは、県の環境税対応に伴い合併処理浄化槽補助が増えた。H22では、太陽光やエコキュートなど個人向け補助、病院休日夜間診療、介護などが主だったもの。

委員：補助金の費目ごとの区分けは把握しているのか。補助金といっても中身は全部人件費とか、わかりにくいものはないか。

委員：昨年12月の公開審査会に出たが、その時のような資料（「事業概要書」）

をもらわないと判断できないと思う。

事務局：現在、急ぎ担当課に作らせている。

委員長：その資料、さらには担当課の出席による説明も含めて委員会の進め方を考えたい。

委員：事業によっては、単に行政の思惑で作られた制度により市の意向で支払うものもあるのか。申請者がやりたいと助成を求め、補助事業として新たに作られるものもあるのか。

事務局：たとえば個人への補助は行政の政策的なものであり、担当課備えの申請書により申請する。申請者がやりたいという新規補助は、市民活動課が所管する市民提案型のまちづくり補助がある。

委員長：今後の進め方についてはそれらも踏まえて決めていきたい。

委員：市としては県内の他市町村と比べた財政事情により削減したい、という意向があるのか。

事務局：笠間市の財政状況は県内で言えば半ばほどの団体である。必要であれば拡大するものもあると思っているし、役割を終えたものについては削減、廃止も考えていきたい。

委員：市の意向として件数を落とすとか、額を削減したいといったものがないと曖昧になるのではないか。

事務局：まずは概要書を早急に作成する。本来は概要書の項目も委員会で判断していただくのが筋だが、時間がない中であらかじめ事務局で作成した概要書で作業に着手させていただきたい。追加項目等があればおっしゃっていただきたい。

スケジュールについて、10月までに答申となると月2回は開催してほしい。また月の何週目の何曜日といった決め方もお願いしたい。

団体への周知を図るために公開で行うべきかの判断、検討を行う事業の判断については次回できるように「概要書」を示したい。交付基準など既に出ているものは前回の修正を行うことで対応したい。

委員長：スケジュールの関係から月2回については、今後数ヶ月なので、開催日を決めて行きたい。1日10件やるとなると夜遅くなることもあり、内容によっては担当課を呼んだりすることも考えると夜ではなくて昼も考えるべきではないか。

委員：極力出たいが、決めていただいても出られない場合はある。

委員：早めに決めてもらえれば予定は優先できる。「曜日」、「昼・夜」などで決めてもらいたい。

委員長：長期の決定ができないのであれば、大枠で上旬、下旬として出られそうなものを皆でチェックしてはどうか。無理なら、せめて次回、来月を決められないか。

・ ・ ・ ・ ・ 意見をまとめた結果次回は 6月30日の6時からに決定 ・ ・ ・ ・ ・

委員長：この日にスケジュールを皆でチェックし、次回以降を決めたい。出られない人もいるので、事務局に以下のことは徹底してほしい。

- ・事前の資料配布
- ・その資料からの委員からの意見書（事前でも、事後でも）
- ・次回の会議の役割の明確化

委員長：公開については、前回 H18-19 の中で透明性の確保があげられている。

委員：事前にもらった資料で、その場で良い判断ができるものとも限らない。予算に直結することもないと考えると公開しなくてもいいか。

事務局：わからないといった場合もありえるので、その場では問題点を出し、次回以降に持ち越し、検討するといったこともありえると思う。国の事業仕分けと違うのでその場で、結論を出さなくても良いので、公開でも耐えられるのではないか。

委員：公開しても良い回、しない回もありえるのでは。

委員：概要書は、担当課が書くのか。事業者、団体がほしいとっている補助金なので、説明は事業者、団体がすべきなのでは？

事務局：補助交付までの流れは担当課と団体の事前審査を経ているので担当課で良いのでは。

委員：担当課は、基本的な立場としては事務事業としても補助を守る立場がある。

委員長：担当課としては、しがらみ補助金もあるので、一概には言えない。

担当課の話聞いたうえで、委員会としては考えていくべきではないか。

委員：なにか基準が必要でないか、資料の6つの基準では曖昧でないか。たたき台として決めるものはないか。

委員：この委員会のアウトプットとしては、費用対効果といった指針を作成しそれによって決めていくべきであると思う。

委員長：客観的な基準がないと、それぞれの理念の問題となるため評価が難しくなる。事務局、執行部、財政当局としての基本的な立場を示してもらわないと。全部ではなく基準となる団体をピックアップして対象として、その判断を指針として全体に反映させることはできないか。

いったんゼロベースから本当に必要なものを立ち上げるのが本筋であるが、時間的に無理である以上、概要書などからヒアリング団体を決めるということもある。

委員：前回、見直しとされた団体と担当課で一緒に説明をもとめてはどうか・・・

委員：すでに事業概要書などからつかめるものもあるだろう。効果アップのための改善策のためということと呼ぶこともあるだろうし。

ある程度の形ができるまでは公開にしないということではどうか・・・

委員長：必要なときは、団体の方を呼ぶ、部分公開も含めて行うことでどうか。

事務局：概要書について担当課から説明をさせることは必要か。

委員長：時間、回数からしても1回5、6件位しかできないので、ピックアップし

たものについて説明してもらうことは必要だろう。

ピックアップの方法は、①市の単独事業、②前回からの新規、③前回見直し、とされたものから考えることでは。

委員：ピックアップした事業については、担当課を特定の日を集めないと煩雑になる。

事務局：前は、全件検査対象としたので時間が足りなく、財政課が説明して、それで説明が足りないときのみ担当課を呼んだ。

委員：新規は、前回の検討の答申から検討したものを踏まえているのであれば検討の優先順位は低くなるのではないか。

委員：期限付きのものはあるのか。

事務局：エコキュートなど基金からのものは2年と決めている。県補助などひも付きに対応するものもある。

委員：今日の議論を含めても1回2時間で5、6件やるのは無理だろう。

委員長：件数を考えても、全ての事業は無理だろう。この委員会で行えるのは30～40事業と考えると、優先順位をつけてはどうか。

委員：概要書はいつできる。

事務局：次の会議には検討に入れるようにしたい。出来次第、次の会議の1週間前には送る。

委員：事前回答書などで効率的に運べるようにしよう。

委員長：概要書は早めに出すこと。優先順位は、前回、適正でないと言われたものを1位とする。その中で、今までに改善点など対応できていればよしとし、対応できていないものについては、担当課、場合によっては団体を呼んで説明を求める。そういうことで、1回に呼べる団体数は限られ、どこを呼ぶかは後で定めるということでしょうか。

委員長：団体の理解を求めるために、周知についてはどうするか。

事務局：団体の説明を求めれば大丈夫と思われる。

委員長：では、今回は30日市役所ということで、概要書や場所等は事務局から通知をお願いします。